

スライド条項についての勉強会

令和8年6月26日



本日の勉強会の内容

- 1 中東情勢を踏まえた建設業界の影響
- 2 スライド条項とは
- 3 全体スライドについて
- 4 単品スライドについて
- 5 インフレスライドについて
- 6 意見交換



1 中東情勢を踏まえた建設業界の影響

- ・ 中東情勢の影響を受け、建設資材の価格の高騰や入荷の遅延等が発生

例) アスファルト合材

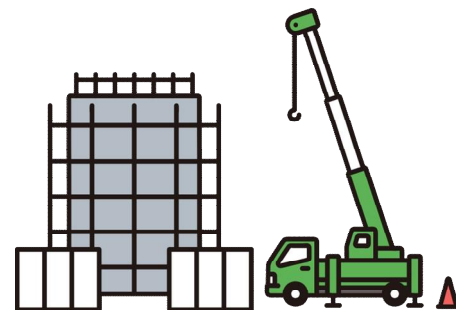
再生密粒度As(13) 茨城県 土木工事等建設資材単価

令和8年4月 13,200円/t



令和8年6月 **17,200円/t**

短期間に
約30%の増



2 スライド条項

- ・スライド条項（建設工事請負契約書第26条）とは
工事期間中に予期せぬ物価高騰など（合理的な範囲を超える場合）が
起きた際、その損失をすべて受注者に負わせるのではなく、発注者と
受注者が適切にリスクを分担し、円滑に工事を進めるための救済措置

第1～4項

全体スライド

請負契約締結の日
から1年を経過し、
かつ賃金または
物価水準の変動が
生じた場合

第5項

単品スライド

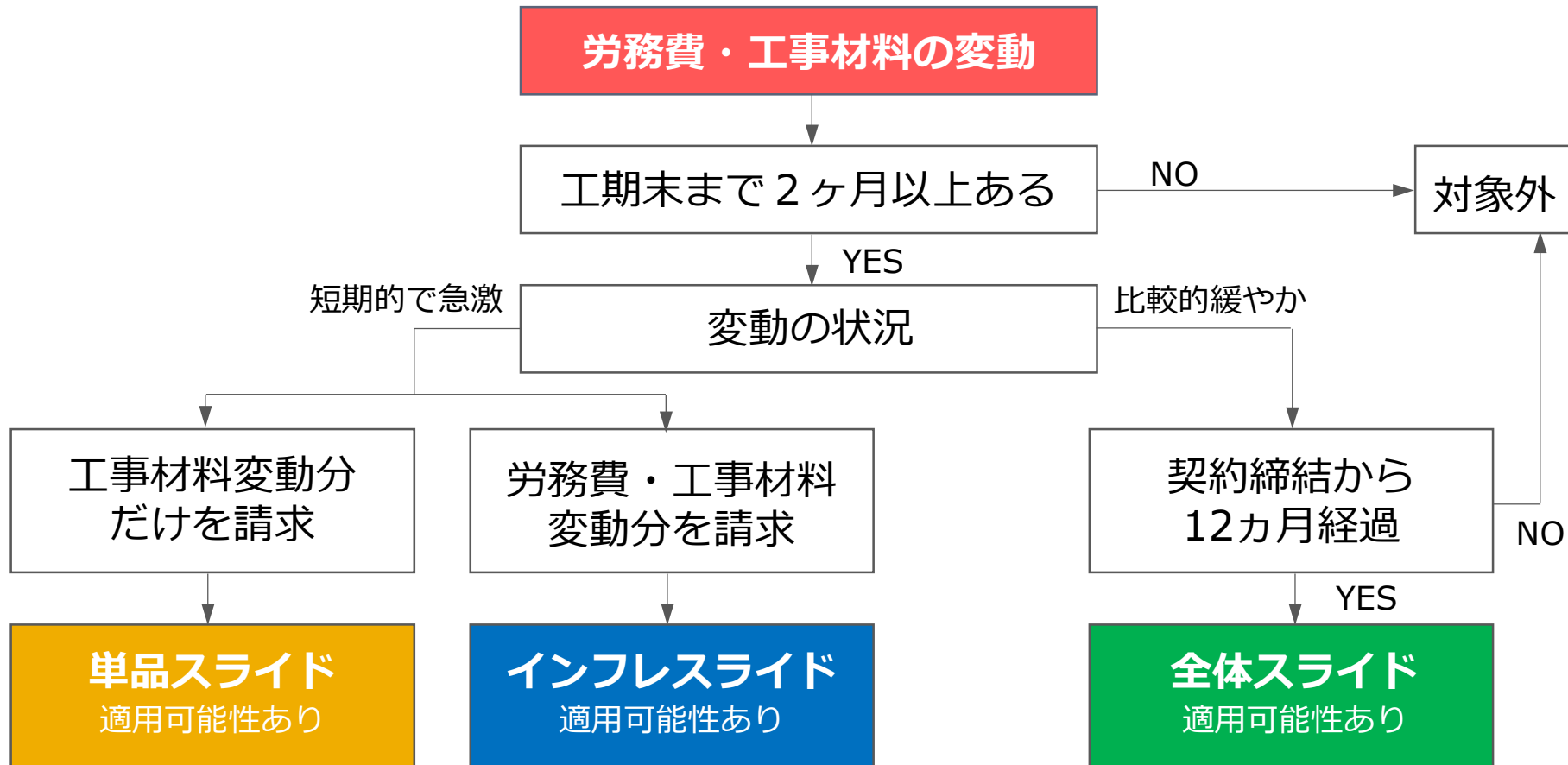
特定の工事材料の
価格に著しい変動が
生じた場合

第6項

インフレスライド

急激なインフレ
またはデフレが生じ、
短期的かつ急激に
賃金または物価水準が
変動した場合

2 スライド条項 スライドの分類

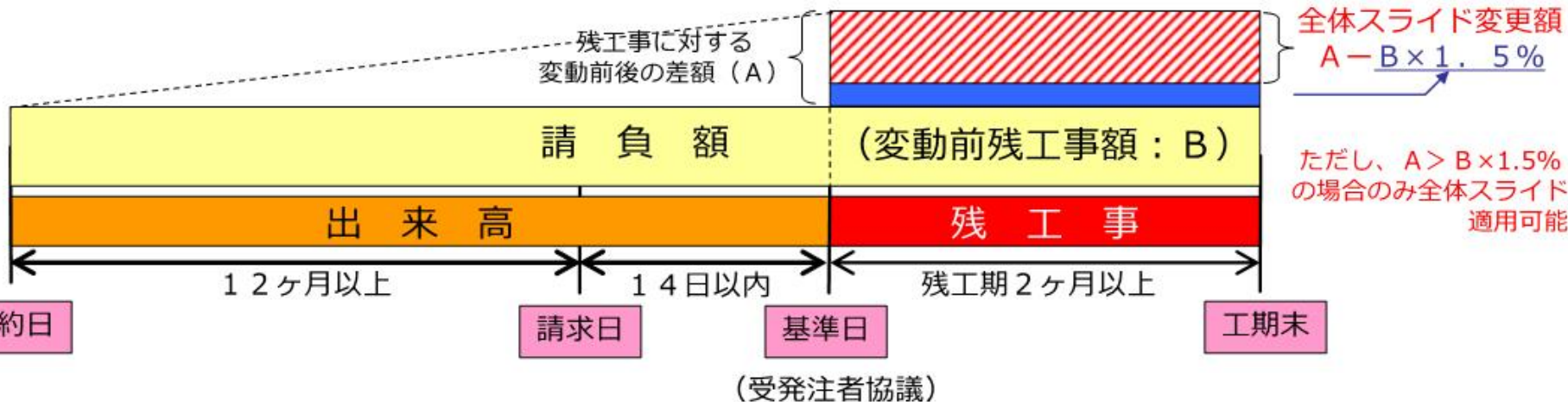


3 全体スライド 比較的緩やかな価格水準の変動に対応

- ・ **契約締結から12ヶ月が経過**し、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額の**1.5%**を超える場合に請求可能
- ・ 対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来形数量の確認を行うので、受注者から基準日における出来形数量の提出が必要

全体スライド（工事請負契約書第26条第1項～第4項）

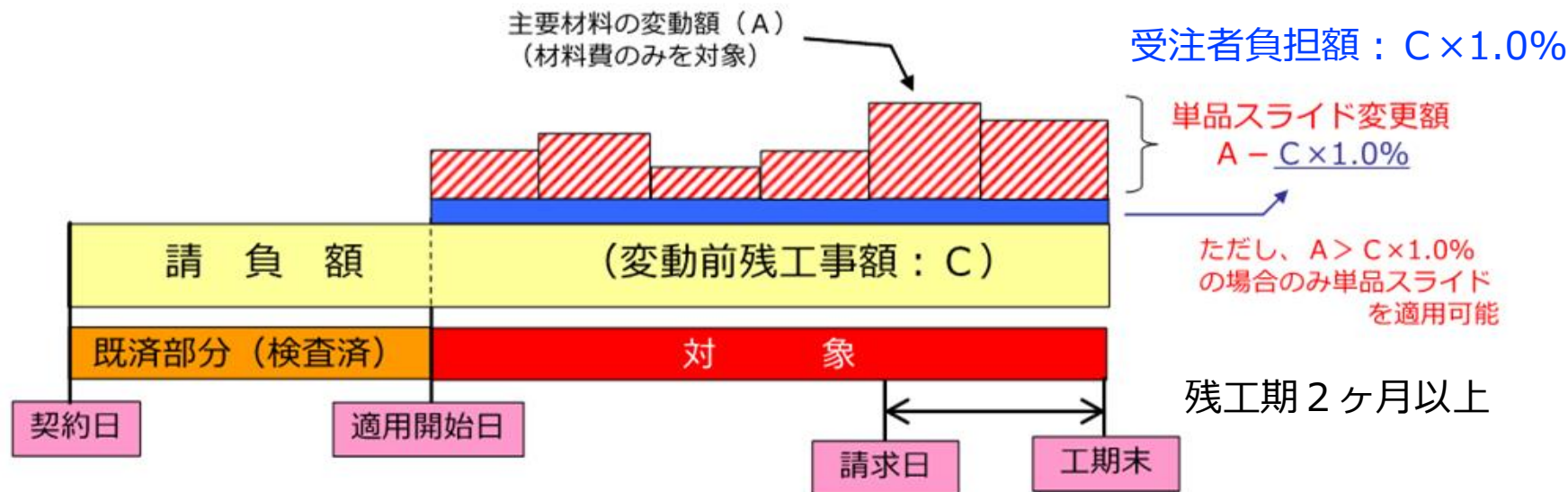
受注者負担額： $B \times 1.5\%$



4 単品スライド 特定の資材価格の急激な変動に対応

- ・ **残工期が2ヶ月以上**あり、請負代金額200万円を超える
(市契約検査課をととして契約締結する) すべての工事が対象
- ・ **特定の工事材料の価格に著しい変動**が生じた場合に適用

単品スライド (工事請負契約書第26条第5項)



4 単品スライド 対象品目等

- ・ 対象品目
鋼材類、燃料類、その他主要な工事材料（As合材や生コンクリート等）
- ・ 工事材料の**品目類毎（鋼材類、燃料油等）の変動額**がそれぞれ
対象工事額の**1.0%**を超える場合に請求可能
- ・ 工事材料の変動額のみがスライド対象
単品スライドでは**一般管理費等の諸経費の変更は行わない**

4 単品スライド 対象品目判定

- ・ 単品スライド対象判断

品目毎の変動額が請負代金額の**1%**を超えるもの

〔判定例〕

請負代金額 200,000,000円の工事の場合 1%相当 **2,000,000円** (消費税込み)

品目	各材料	変動前の金額	変動後の金額	変動額	判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	

4 単品スライド 変動額の算定

・ 変動額の算定

品目毎（鋼、油、その他主要材料）に算出する

変動額 = 変動後の実勢価格 - 当初設計の実勢価格

M当初 当初設計時点の実勢価格

$$= (p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p_m \times D_m \times k_m) \\ \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

M変更 変動後の実勢価格

$$= (p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \cdots + p'_m \times D_m \times k_m) \\ \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

p : 設計時点における各対象材料の実勢価格の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の実勢価格の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 単価合意比率または請負比率

4 単品スライド スライド額算定

・スライド額算定

$$\begin{aligned} \text{S増額} &= (\text{M変更鋼} - \text{M当初鋼}) + (\text{M変更油} - \text{M当初油}) \\ &\quad + (\text{M変更材料} - \text{M当初材料}) - P \times 1/100 \end{aligned}$$

S増額：スライド額（増額変更の場合）

M変更鋼、M変更油、M変更材料

：価格変動後の鋼材類、燃料油またはその他主要な工事材料の金額

M当初鋼、M当初油、M当初材料

：価格変動前の鋼材類、燃料油またはその他主要な工事材料の金額

P：請負代金額

※既済部分検査を実施し、支払いが完了している部分は控除

4 単品スライド スライド額算定 増額の場合の計算例 1

計算例 1 : 請負代金額 220,000,000 1 %相当額 **2,200,000**

品目	各材料	変動前の金額	変動後の金額	変動額	判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	

$$\text{スライド額 } S = \mathbf{2,900,000} - \mathbf{2,200,000} = \mathbf{700,000}$$

4 単品スライド スライド額算定 増額の場合の計算例 2

計算例 2 : 請負代金額 110,000,000 1%相当額 **1,100,000**

品目	各材料	変動前の金額	変動後の金額	変動額	判定
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	

$$\text{スライド額 } S = \mathbf{2,400,000} + \mathbf{1,600,000} - \mathbf{1,100,000} = \mathbf{2,900,000}$$

4 単品スライド 必要書類

- ・ 受注者に提出していただく証明書類
対象数量、搬入・購入などの時期、購入先、単価・購入価格などが
証明できる納品書、請求書、領収書など
- ・ 必要な証明書類が提出できない場合、対象材料とならないので注意

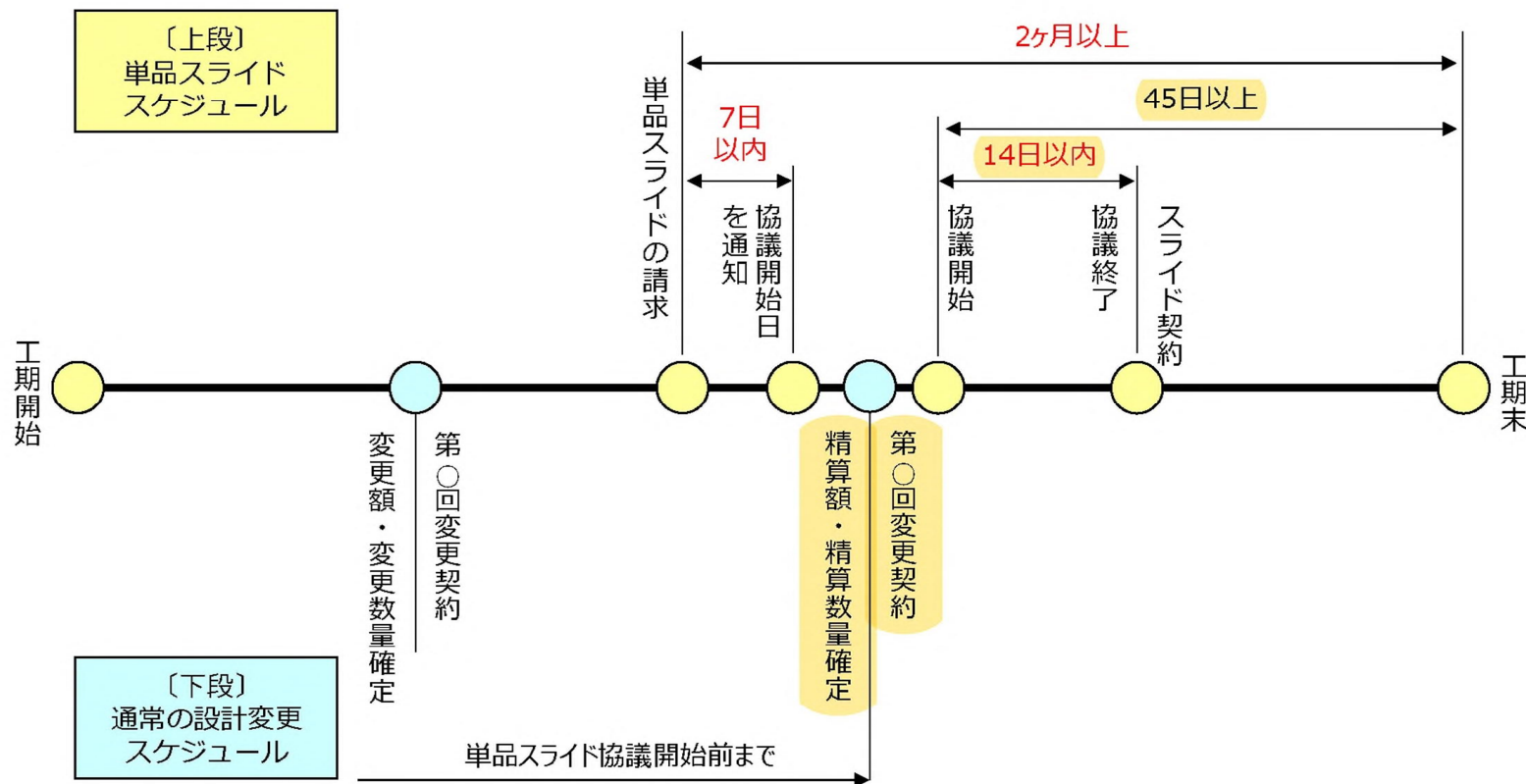
4 単品スライド 採用単価

- ・原則、工事材料の価格増加分は、工事材料の受注者から提出された**実際の購入価格**と**搬入した月はまた購入した翌月の物価資料の単価**を比較し、**安い方の単価**を用いる
ただし、実際の購入価格の方が高くても、その購入価格が適当であることが証明された場合、実際の購入価格の変更後の単価として用いることが可能
→ **監督員とよく協議をお願いします**

4 単品スライド 設計変更との関係イメージ

16

＜単品スライドと通常的设计変更の関係(イメージ)＞

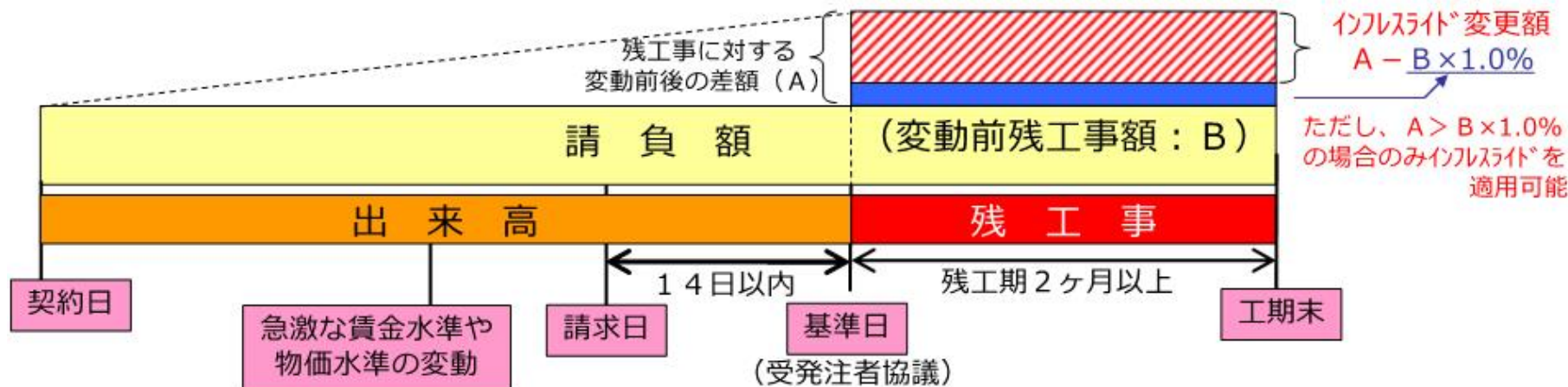


5 インフレスライド 急激な価格水準の変動に対応

- ・ **基準日以降の残工期が2ヶ月以上**あり請負代金額200万円を超える
(市契約検査課をととして契約締結する) すべての工事が対象
- ・ 急激なインフレまたはデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準または物価水準が変動した場合に適用

インフレスライド (工事請負契約書第26条第6項)

受注者負担額 : $B \times 1.0\%$



5 インフレスライド 用語の定義

- ・ 請求日及び基準日等の定義

請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が
請負代金額の変更の協議を請求した日

基準日：基本的に請求日だが、請求があった日から起算して14 日
以内で受発注者で協議して定める日とすることも可能
この日が**スライド額積算の単価や残工事量算定の基準**となり
出来高を確認する日になる

残工期：基準日以降の工事期間（2 ヶ月以上）

5 インフレスライド 労務単価の改定時期等

- ・原則、契約日以降に茨城県公共工事設計労務単価表の改定があり、かつ**労務費と工事材料の変動額**が対象工事額の**1.0%**を超える場合に請求可能

※茨城県公共工事設計労務単価表の改定：毎年3月

→基本的に繰越し工事が対象となる

※毎年行われている「労務単価の特例措置」と「スライド条項」は趣旨や適用要件が異なる別の制度であるので注意

5 インフレスライド スライド対象

- ・スライド対象

基準日以降の残工事量に対する資材単価（油脂類含む）、
労務単価、機械賃料等並びにこれらの変動に伴う共通仮設費、
現場管理費及び一般管理費

- ・スライド対象外

基準日時点で施工済みの部分や
現場搬入済みの工事材料

発注者が出来高数量を確認する

〔単品スライドとの違い〕

単品スライドは資材単価のみ対象
共通仮設費や現場管理費、
一般管理費は単品スライド対象外

5 インフレスライド 残工事量の算定と積算

- ・ 残工事量の算定

基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して**発注者が出来高確認**を行う

- ・ 残工事積算に使用する単価

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の**基準日**における価格を基礎とする

5 インフレスライド スライド額算定

- ・増額の場合のスライド額算定

$$S_{\text{増}} = P2 - P1 - (P1 \times 1/100)$$

$S_{\text{増}}$: 増額スライド額

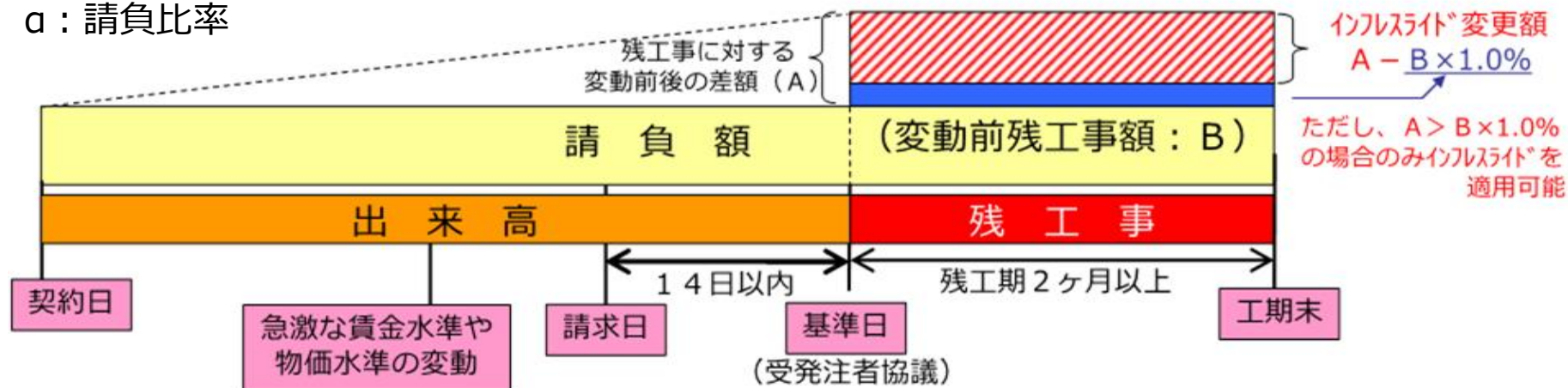
$P1$: 請負代金額から基準日における出来形部分に相應する請負代金額を控除した額

$P2$: 変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した $P1$ に相当する額

※ $P = Z \times a$

Z : 官積算額

a : 請負比率



5 インフレスライド 必要書類

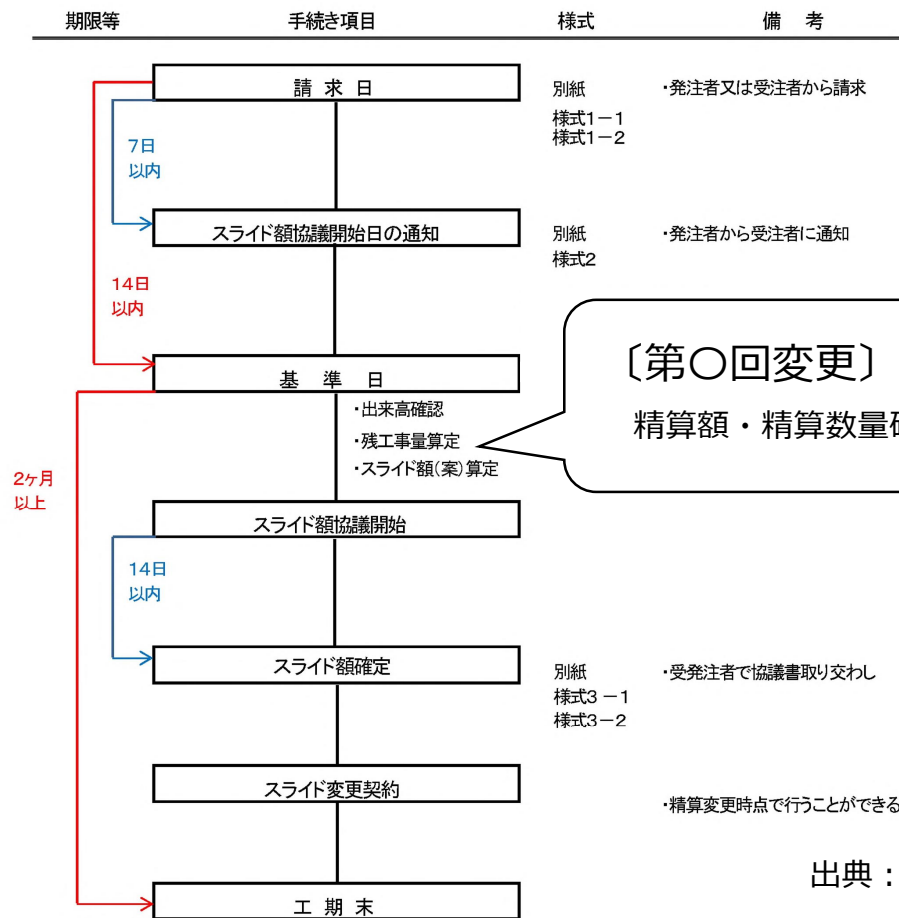
- ・受注者に提出していただく証明書類

出来形数量を記入した金抜き設計書、材料の契約書の写し、
工場製作品のミルシート等

※工場製作品で工場検査やミルシート等で在庫確保が証明できる材料は
出来形数量とする

※契約書にて契約完了が確認でき、資材置場やストックヤード、
工場の置場等で在庫の確認が可能な材料は出来形数量とする

5 インフレスライド 設計変更との関係イメージ



※精算額・精算数量の確定について
最終的な数量の確定までに時間を
要する場合も考えられます。
その際は、契約検査課も含め、
受発注者で十分調整をお願いします。

出典：建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（R5.4.7改正）（水戸市）

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、残工期が2ヶ月以上	すべての工事 ただし、残工期が2ヶ月以上	すべての工事 ただし、残工期が2ヶ月以上
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の 変動に対応する措置	特定の資材価格の 急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に 対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月 経過後の残工事量に対する資材、 労務単価等	部分払いを行った出来形部分を 除く特定の資材 (鋼材類、燃料類等)	基準日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
	受注者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライドまたは インフレスライドと併用の場合、 全体スライドまたはインフレ スライド適用期間における負担 はなし)	残工事の1.0% (第30条天災不可抗力条項に 準拠し、建設業者の経営上最小 限度必要な利益まで損なわない よう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライドまたはインフレ スライド適用後、12ヶ月経過 後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分 を除いた工期内すべての特定資 材が対象のため、再スライドの 必要がない)	可能 (賃金水準の変更がなされる 都度、適用可能)

ご視聴ありがとうございました

